社団・財団法人通信

2022年10月15日

作成・監修
朝日税理士法人

個人が公益法人等へ寄附した場合の譲渡所得の非課税措置

個人が公益法人等に寄附する場合認められている譲渡所得の非課税措置について解説する。

（ポイント）

個人が公益法人等に寄附する場合の譲渡所得の非課税措置が適用される要件等について理解する。

1．制度の概要

個人が、土地、建物、株式などの財産を法人に寄附（法人に対する贈与もしくは遺贈または法人が設立するための財産の提供）した場合は、これらの財産は寄附した時の価値（時価）により譲渡があったものとされ、当該財産の取得時から寄附したときまでの値上がり益に所得税が課税される。

ただし、土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合、その寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たし、かつ国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている。

2．非課税措置が適用される公益法人等

この制度が適用される公益法人等は、次の通りである。

①公益社団法人・公益財団法人

②特定一般法人

特定一般法人とは、一般社団法人又は一般財団法人で、一定の要件をすべて満たす法人

【一定の要件】

イ．剰余金の分配を行わない旨が定款に定められていること。

ロ．解散時に残余財産が、国もしくは地方公共団体、公益社団法人もしくは公益財団法人、または認定法第5条第17号のイからトまでに掲げる法人に帰属する旨が定款に定められていること。

ハ．各理事について、その理事およびその理事の配偶者または3親等以内の親族等である理事の数の合計数が理事総数の3分の1以下であること。

ニ．　イやロに掲げる定款の定めに反した行為を行うことを決定し、または行ったことがないこと。

③その他の公益を目的とする事業を行う法人（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等）

「公益を目的とする事業を行う法人」とは、定款等において公益を目的とする事業（公益目的事業）を行うことを明らかにしている法人または社会一般において公益目的事業とされている事業を行う法人をいう。

（裏面に続く）

朝日税理士法人
東京都千代田区平河町2-7-4　砂防会館別館A 5階　　Tel：03-3556-6000　　Fax：03-3556-6001
http://www.asahitax.jp/index.html

個人が公益法人等へ寄附した場合の譲渡所得の非課税措置

3. 個人の譲渡所得の非課税措置を受けるための一定の要件

前ページの「制度の概要」に記載の通り、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例に係る国税庁長官の承認を受けるためには、その公益法人等に対する財産の寄附について次のすべての要件を満たすことが必要となる。

(1) 寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与すること。

これは、寄附を受領する公益法人等の行う寄附に係る公益目的事業が公益の増進に著しく寄与することを要件とすることを意味している。

(2) 寄附財産が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に受贈法人の公益目的事業の用に直接供され、または供される見込みであること。

ただし、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に寄附財産を受贈法人の公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情があると認められるときは、国税庁長官が認める日までの期間となる。

(3) 寄附したことにより、寄附をした人の所得税の負担を不当に減少させ、または寄附をした人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

この要件は、寄附者やその特別関係者が公益法人等を私的に支配して特別の利益を受けている場合、非課税承認の特例を適用すると、著しく不公平となってしまうため設けられている。

（朝日税理士法人　公益法人チーム編集）

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

＜インボイス制度におけるインボイスの保存について＞

令和5年10月から開始されるインボイス制度の準備にあたっては、インボイスをどのように保存するかを定める必要がある。なぜならば、インボイス制度においては消費税の仕入税額控除をとるために、インボイス等を適切に保存することが求められており、また、発行する適格請求書の控えを保存することも必要とされているからである。

適格請求書の記載要件を満たすにあたっては、複数の書類（例えば契約書と請求書、請求書と納品書等）の組み合わせを一つの適格請求書とすることも認められている。このため、インボイスの保存にあたって、適格請求書の要件を構成する複数の書類すべてが適切に保存されるように、各書類の作成フローを整理の上、何が適格請求書に該当するか、また、その適格請求書の保存方法及びその管理方法をどのようにするかを明確にすることが望まれる。

朝日税理士法人
東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階　Tel：03-3556-6000　Fax：03-3556-6001
http://www.asahitax.jp/index.html

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。